

関係建設業団体、建設業者各位

近畿地方整備局 建政部 建設産業課長

公共工事の品質確保の促進に関する法律第22条に基づく発注関係事務の運用に関する指針
(運用指針) についての説明会の開催について

平素は、国土交通行政にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

さて、昨年6月4日に公布・施行された改正後の公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)第22条に基づく発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)については、地方公共団体、学識経験者、民間事業者その他の関係者の意見を聴きながら、作成作業を進めさせていただいたところです。

運用指針が適用される平成27年4月1日から公共工事の発注業務を適切に実施するためには、発注者である地方自治体と同時に、受注者となる建設業者においても運用指針の内容を適切に理解することが、円滑な入札・契約の実施、ひいては公共工事の円滑な施工確保にも資するものと考えております。

つきましては、建設業団体、建設業者を対象に、下記のとおり発注関係の運用指針についての説明会を開催致しますので、ご案内申し上げます。

記

1. 日時及び場所
別紙「開催一覧表」のとおり
2. 内容
発注関係事務の運用に関する指針について
3. その他
説明会への参加を希望する場合は、別添に必要事項を記載のうえ、大阪会場・福井会場をご希望の場合は2月10日(火)午前中までに、その他の会場をご希望の場合は2月25日(水)午前中までに、メールまたはFAXにて、下記担当者に連絡願います。
会場の広さに限りがありますので、各団体・業者2名以内でお願いします。また、応募状況により、締切り前に受け付けを終了させていただく場合がありますのでご了承ください(受け付け終了後の応募者には、当方からその旨連絡させていただきます)。
同日に地方公共団体への説明会を別途開催させていただきます。

(担当) 近畿地方整備局 建政部

建設産業課 課長補佐 白川 信之

大阪府中央区大手前1丁目5-44 (大阪合同庁舎第一号館)

TEL : 06-6942-1141 (内) 6142

FAX : 06-6942-3913

MAIL : shirakawa-n86pf@kkr.mlit.go.jp